

資料2

前回審議会(R6.8.23)における 主な意見とその対応

都市政策課

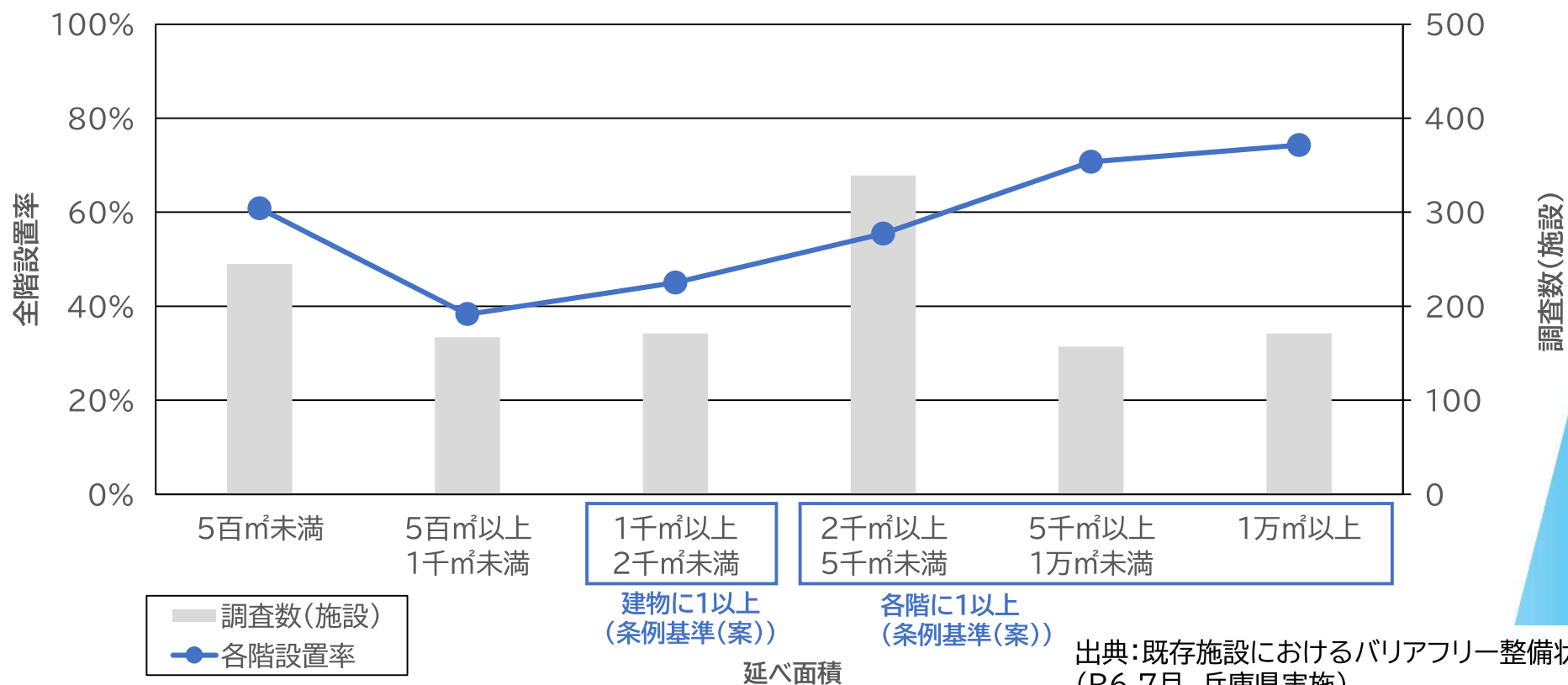
前回審議会(R6.8.23)における意見と対応

No.	意見	対応
1	バリアフリー法施行令の改正に合わせて条例の基準を上乗せすることにより、これまでより高いレベルの基準適合義務を課すとなった場合、 <u>整備に相応の費用</u> を要することとなるが、この点も踏まえて議論すべき。	改正基準案は、 <u>既に一般的になりつつある程度の規制強度</u> として、 <u>既存施設における適合率が概ね60%以上となる水準</u> に設定し、 <u>全体の底上げ</u> を図ります。
2	<u>資材や人件費が高騰</u> している中で各種設備を <u>どの程度まで求めるのか</u> 検討すべき。	

小委員会での検討

全ての階に車椅子利用者利用便房が設けられている建物の割合

- 延べ面積が大きいほど車椅子利用者利用便房が全ての階に設置されている施設の割合が高くなる。
- 延べ面積5百㎡未満の建物では、平家が一定数を占め、1か所設置＝全階設置となるため、設置率が高くなっていると想定される。
- 改正基準案の適合率は、1千㎡以上の適合率(建物に1以上)は94%、2千㎡以上(各階に1以上)の適合率は63%となる。



前回審議会(R6.8.23)における意見と対応

No.	意見	対応
3	今後施設のバリアフリー化のニーズが増えていくと思うが、 <u>現状でどの程度足りているのか、足りていないのかという調査</u> を行うべき。	<u>車椅子使用者及びオストメイトの当事者並びに聴覚障害者支援団体及び子育ての支援団体へのヒアリング調査を実施</u> しました。 各種設備の数的な充足感、待ち時間の現状等を把握した上で、施設整備の負担感にも配慮しつつ、改正基準案を設定しました。
	施設側だけでなく、 <u>施設の利用者</u> に対しても、現在の施設に設けられている各種設備の設置状況が十分かどうかの <u>調査を行うべき</u> 。 現状の各種設備の利用率をベースに、これから増加が見込まれる利用者数を想定して基準を作った方がよいのではないか。	

小委員会での検討

ヒアリング結果

【日 時】令和6年9月26日(木)

【相手方】兵庫県身体障害者福祉協会



・最近の建物は、ある程度大きいものであれば、各階に車椅子用トイレが整備されている印象。その整備レベルで満足と感じる。



・ドラッグストアくらいの規模(概算1,000㎡～2,000㎡の間)であれば、当然車椅子用トイレがあるだろうと期待する。
・これが仮に2階建であるとしても1階にトイレがあれば十分。このくらいの規模感であれば、滞在時間は長くなく、トイレの利用機会も少ない。



・EVで行けない階には基本的に行かないので、当該階に車椅子用トイレは必要ないのでは。



・映画館などでは、一般トイレが混雑すると車椅子用トイレに人が流れてくる。
・「だれでもトイレ」等と書かれていることもあり、健常者が利用していて待たされるケースがある。モラル教育も必要。

※ 車椅子使用者のほか、オストメイト、子育て支援団体等へもヒアリングを実施

※ トイレのほか、車椅子使用者利用駐車区画、劇場等の客席等についてもヒアリングを実施

前回審議会(R6.8.23)における意見と対応

No.	意見	対応
4	最近、国でも「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」が再開されている。取りまとめは、来年度以降の予定だが、検討会の資料や議事概要が公開されているので参考になると思う。 具体的な内容を紹介すると、1つ目は、<u>バリアフリー化が進んでいない地域</u>をどうやって推進するのか、2つ目は、<u>心のバリアフリー</u>を推進するにはどうすればいいのか、3つ目は、<u>ICTの利活用の促進</u>といったもの。こういった内容をかなり真剣に議論している段階である。 また、<u>大阪・関西万博に向け、日本国際博覧会協会では「施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン」</u>を策定している。 そういった動きも<u>参考に検討</u>を進めてほしい。	来年度に予定している「<u>福祉のまちづくり基本方針</u>」改定に当たっては、<u>国の検討会での議論の状況も踏まえ、ご紹介いただいた3点についても検討</u>します。 なお、今回の条例等の改正では、日本国際博覧会協会策定の「施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン」も参考に、<u>劇場等の車椅子利用者利用区画からのサイトラインの確保や、同区画の分散配置</u>等について、「福祉のまちづくり条例 管理運営の手引き」に<u>推奨事項として記載</u>するなどの対応を行います。また、福祉のまちづくり条例で整備を求める集団補聴設備等について、<u>ICTの活用を含めたソフト対応を認める</u>ことにより、多様な対応が可能となるよう運用を見直します。

小委員会での検討

ヒアリング結果

【日 時】令和6年9月26日(木)

【相手方】兵庫県身体障害者福祉協会



・車椅子使用者同士で映画を見に行くことが多い。この前は車椅子使用者3人で映画に行った。

・区画の位置は最前列や端っこなど、極端な位置にある場合が多い。広さは現行基準で十分。

【日 時】令和6年10月2日(水)

【相手方】兵庫県立聴覚障害者情報センター



・映画では磁気ループ(ハード整備)よりも字幕が利用しやすい。また、スポーツ観覧施設では、電光掲示板による対応があっても席によっては見づらいこともあり、タブレットの貸出しや、スマホによる情報配信も併せて行われるとありがたい。



・ある観劇場では、台本データが入ったタブレットを貸してくれるが、劇場の照明が暗いため目立ってしまう。係員が周辺の席の人一人ひとりに頭を下げて回ってくれたが、逆に恐縮してしまうので、気兼ねなく利用できるハード・ソフト対応があればいい。

小委員会での検討

■近年のIT技術の進歩等を踏まえ、ソフト対応を認めることを検討。



ご利用中のイメージ



出典：月刊「ガバナンス」2019年9月号（ぎょうせい）

映画館における聴覚障害者、視覚障害者に対する対応（TOHOシネマズの例）

現行基準	特定施設整備基準(案)
[1,000㎡以上の劇場等] 設備として設置を義務付け (磁気ループ、電光掲示板など)	[1,000㎡以上の劇場等] 設備として設置を義務付けるが、 ソフト対応も届出審査で柔軟対応